

## 計画事業に係る事後評価記載様式(最終年度)

### 総合評価

地域の主体的な取組みと創意工夫による公共交通の活性化・再生を通じ、個性豊かで活力に満ちた地域社会実現に寄与するために適切な事業を選び出し、当該事業を本格実施する環境を整備したか。

法定協議会を適切に開催し、地域の公共交通を活性化するための適切な計画事業として、さくらやまなみバス運行事業を選定しており、当該計画事業を実施する中で、地域関係者、運行事業者及び西宮市で構成されるさくらやまなみバス利用促進協議会(以下「利用促進協議会」という。)、さらに下部組織である作業部会も活用して、計画事業の実施状況を調査して問題点を検証し、総合事業計画全体の目標を達成するため、地域関係者が主体的な役割を果たしながら、事業内容の見直し、利用促進の取組みなど、当該計画事業を継続実施する環境の整備に向けて必要な検討・取組みを行った。

### 計画事業の実施

事業計画に位置づけられた事業が適切に実施されたか。事業計画に位置づけられた事業が事業計画どおりに実施されなかった場合には、適切な理由等が明らかにされているか。

総合事業計画において、さくらやまなみバス事業を計画事業として位置付けており、さくらやまなみバス車両購入(平成21年度のみ)、さくらやまなみバス運行、利用促進活動等を実施することとしている。さくらやまなみバス運行については、平成21年度は平日17往復・土日祝14往復、平成22年度は平日21往復・土曜15往復・日祝13往復の運行であったが、平成23年度は平日23往復・土曜16往復・日祝13往復とし、平成23年4月から平成24年1月末までの輸送人員は334,313人(平成21年度同時期は177,394人、平成22年度同時期は285,702人)となっている。

利用促進活動等については、昨年度に引き続き、駅前広場や鉄道沿線の公共建築物における横断幕・懸垂幕の設置、各種掲示板や鉄道駅構内へのポスター掲載、市民まつり・バスまつりなど各種イベントへの参加、市HPでのバスの運行、イベント等の情報提供を行った。今年度の新たな取組みとしては、グッズ(クリアファイル、Tシャツ)の作成や沿線の見所、店舗、他の路線バスとの乗り継ぎ情報などを盛り込んだガイドマップを作成し、さらなる需要の掘り起こしを行っている。

### 具体的成果

定められた評価方法・評価基準にしたがって、評価事項について事業を評価したか。その際、事業の効果・影響とそれ以外の効果・影響を分離して評価したか。

計画事業(さくらやまなみバス運行事業)について、評価基準及び評価方法を設定しており、それに基づき評価を行った。評価基準及び評価方法においては、総合事業計画全体の評価事項を踏まえ、事業目的としての評価事項を整理して、評価事項に応じた成果指標を選定し、成果指標ごとの目標値を設定しており、目標値の達成率により評価することを基本としている。

評価事項については、公共交通の利用促進、南北地域間の交流促進、乗車距離から見た輸送効率の向上、運賃支払額から見た輸送効率の向上、事業継続性の向上、小学校・中学校・高校等の通学利便性の確保、高齢者等移動制約者の外出機会の増加、通院利便性の向上、市役所等公共公益施設への来訪利便性の向上、自家用乗車者から公共交通への交通手段の転換、低炭素社会の実現への寄与と整理した。

成果指標としては、年間輸送人員、年間南北間輸送人員、乗車距離に基づく平均乗車密度、運賃収入に基づく平均乗車密度、運行収支比率、平日1日当たりスクールバス・通学定期券利用旅客数、平日1日当たりグランドバス65利用旅客数、平日1日当たり通院目的旅客数、平日1日当たり通勤・通学以外西宮市役所前・山口センター前乗降客数、平日の従前マイカー(車又は車+電車)利用者の比率、交通手段がマイカーからバスに転換したことによるCO<sub>2</sub>排出削減量を選定している。

(別添の「さくらやまなみバス事業の評価基準及び評価方法」の「評価事項、成果指標及び目標値」を参照)

実施した事業が地域公共交通に関する目標を達成するために適切な事業であるかどうかを検証したか。

平成23年4月～平成24年1月の各日乗降状況調査の結果等から、平成23年度における各成果指標の数値及び達成率は以下のように予測している。

398,000人/年(達成率100%)、172,000人/年(達成率96%)、10.20人/台(達成率93%)、8.00人/台(達成率89%)、運行収支比率61%(達成率87%)、469人/日(達成率94%)、123人/日(達成率82%)、37人/日(達成率74%)、38人/日(達成率76%)、14.6%(達成率73%)、86トン/年(達成率86%)〔丸数字は、の丸数字に対応している。〕

～、は平成22年度に比べて向上しているか同等だが、その他の成果指標については、やや減少している。しかし、各成果指標の達成率は70～100%となっており、当該計画事業は、総合事業計画全体の目標及びに記載している評価事項を達成するために適切な事業であると判断される。

なお、数値及び達成率については、今後、平成24年2～3月の各日乗降状況調査、OD調査及び利用者アンケートの結果により、精査する予定である。

(別添の「さくらやまなみバス事業の評価基準及び評価方法」の「評価方法」を参照)

\* 必要に応じて、参考資料を添付して下さい。

## 自立性・持続性

### 1 事業の本格実施に向けての準備

実施した事業を本格実施するにあたって問題点があるかどうかを検証したか。

運行を継続するにあたって、教育、福祉等の観点から移動制約者に対する移動機会の確保が最も重要であるが、収支率の向上も大切な要素である。

収支改善策の一つ目として、通勤利用者の利用促進が考えられるが、バスの座席は29席であり、通勤時間帯については、通学時間帯と重なる部分が多く、その時間帯においては、ほぼ満席状態であり、新たな通勤利用者を掘り起こした場合に、長時間に渡って立って乗ってもらうことになる可能性が高い。また、出勤時に利用した通勤者が帰宅時にも利用してもらえるように、帰宅時間帯の運行間隔を短くする場合、現有車両数では対応困難である。

二つ目として、広告料収入の確保が考えられる。車内広告については、地元関係者、運行事業者等の努力もあり、徐々にではあるが、増えてきており、今後も広報・PRを展開していく。

三つ目として、イベント等実施による利用促進が考えられる。沿線の見所、店舗、他の路線バスとの乗り継ぎ情報などを盛り込んだガイドマップを作成し、それをういて利用者自身によりツアー等企画しやすくするなど、さらなる需要の掘り起こしを行っている。

また、一部重複する在来バスとの共存共栄を図るため、さくらやまなみバスの輸送のあり方、在来バスへの対応等について、今後、検討する必要がある。

以上により、問題点の検証は行ったものと考えているが、解決策については今後も、関係者で十分に協議及び検討を継続していく。

### 2 事業の実施環境

当該事業の本格実施のための財源について検討を行い、財源の目処がついたか。

平成24年度の運行については、西宮市の平成24年3月議会に平成24年度の予算案を提出し、市議会において審議されることになっている。

住民等による自主的な利用促進、啓発等の活動や協賛金拠出への協力等当該事業を本格実施する環境を整備したか。

これまでのさくらやまなみバス運行に関しては、地域関係者、運行事業者及び西宮市で構成される利用促進協議会・作業部会において、地域関係者が主体的な役割を果たしながら、事業内容の見直し、各種の利用促進の取組みなどを行ってきており、来年度以降の継続実施においても同様の検討、取組みを行っていくことで関係者の合意が形成されている。

住民の参加等による地域関係者の実質的な合意形成
協議会における審議事項が明確に定められ、計画事業の進め方、実施状況について審議される体制となっていたか。
法定協議会の規約が第1回法定協議会で制定されており、法定協議会が行う業務は、連携計画の策定及び変更の協議に関する事、連携計画の実施に係る連絡調整に関する事、連携計画に位置づけられた事業の実施に関する事、その他当該協議会の目的を達成するために必要な事と規定されており、計画事業の進め方、実施状況について審議される体制となっている。
協議会に住民が参加したり、住民の意見が反映される仕組みが設けられていたか (公募制、住民意向調査等の実施が協議会の運営要領において定められていたか。)
法定協議会の構成員には、住民又は利用者代表として、山口地区自治会連絡協議会からの委員、西宮コミュニティ協会からの委員が含まれており、計画事業の実施状況について法定協議会で説明を行い、質問や意見を受け付けている。さらに、当該山口地区自治会連絡協議会からの委員、その他の地域関係者を含む利用促進協議会が、ほぼ毎月開催されており、そこで直近のさくらやまなみバスの輸送状況や住民アンケート等の各種調査結果を踏まえた協議を行うことにより、住民の意見が計画事業に反映される仕組みとなっている。
計画事業を実施するにあたって協議会が適切に開催されていたか。
法定協議会において、計画事業の実施状況や見直し、自己評価(案)等について、報告・審議されており、今年度も昨年度に引き続き3回開催する。 従って、法定協議会は適切に開催されている。
協議会の議事が傍聴、議事録や関係資料の公開等によって適切に開示されていたか。
法定協議会の規約において、会議は原則として公開とすること、法定協議会の会議運営規定において、会議が非公開をされた場合を除き、会議を傍聴することができることが規定されている。 また、第3回法定協議会で会議録及び配布資料の公開が承認されており、昨年度から市HPにおいて公開されている。
地域公共交通に関する目標を達成するために適切な事業を本格実施することについて地域関係者の実質的な合意が形成されたといえるか。
法定協議会を適切に開催し、地域の公共交通を活性化するための適切な計画事業として、さくらやまなみバス運行事業を選定し、当該計画事業を実施する中で、地域関係者、運行事業者及び西宮市で構成される利用促進協議会、作業部会も活用して、計画事業の実施状況を調査して問題点を検証しており、当該事業を継続実施する環境の整備に向けて必要な検討を行ってきた。 南北地域間の直接移動手段を確保し交流を促進することは引き続き必要であり、来年度以降の継続実施においても、地域関係者が主体的な役割を果たしながら、事業内容を見直し、利用促進などを行い、継続に向けて取り組んでいくことについて、関係者の合意が形成されている。

\* 必要に応じて、参考資料を添付して下さい。